

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則15-38

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

| 改正前        |   | 改正後        |   |
|------------|---|------------|---|
| 別表第1 (略)   |   | 別表第1 (略)   |   |
| 任命権者<br>区分 | 団 体 名   | 任命権者<br>区分 | 団 体 名   |
| 知事<br>部局   | (略)<br>公益社団法人静岡県観光協会<br><br>公益社団法人静岡県農業振興公<br>社<br>(略)<br>公益社団法人ふじのくに地域・<br>大学コンソーシアム<br><br>一般財団法人アグリオープンイ<br>ノベーション機構 | 知事<br>部局   | (略)<br>公益社団法人静岡県観光協会<br><u>公益社団法人静岡県茶業会議所</u><br>公益社団法人静岡県農業振興公<br>社<br>(略)<br>公益社団法人ふじのくに地域・<br>大学コンソーシアム<br><u>公益財団法人愛知・名古屋アジ<br/>ア・アジアパラ競技大会組織委<br/>員会</u><br>一般財団法人アグリオープンイ<br>ノベーション機構 |
| (略)        |   | (略)        |   |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。